

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月6日(水) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員

①出席委員 14人

会長	14番	浜西	岩三郎
委員	1番	宮崎	敏郎
	2番	井上	依孝
	3番	福田	榮次郎
	4番	大林	茂樹
	5番	松本	安幸
	6番	大川	利光
	7番	清水	重文
	8番	木下	幸保
	9番	小野瀬	マサエ
	10番	中田	初美
	11番	松本	虎彦
	12番	中村	高律
	13番	小田	輝彦

②欠席委員 なし

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 10人

第1区	島本	千代治
第3区	山寄	勝司
第4区	高野	晃一
第6区	松澤	周作
第7区	兵頭	英樹
第8区	井上	利彦
第9区	中村	修二
第10区	中里	和也
第11区	梶原	利幸
第13区	堀内	保

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第17号 時効取得について
- 日程第4 報告第18号 時効取得について
- 日程第5 報告第19号 時効取得について
- 日程第6 報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第7 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第20号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 田 所 孝 之
大 瀧 由 華

7. 会議の概要

事務局	ただ今から、1月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、浜西会長からご挨拶を申し上げます。
会長	(浜西会長・あいさつ)
事務局	それでは、議事に入らせていただきます。議事進行は会議規則3条によりまして、浜西会長をお願いします。
議長	ただ今から、1月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中14名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、4番 大林委員さん、5番 松本委員さんをお願いいたします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日の1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日の1日間と決定しました。
議長 事務局	次に、日程第3、報告第17号「時効取得について」を事務局よりお願いします。 1ページの報告第17号をご覧ください。 (報告書朗読) 時効取得とは、民法162条で、「20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」となっています。この場合、農地法第3条による許可は不要となります。 以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	質疑がないようですので、次に移ります。
議長 事務局	次に、日程第4、報告第18号「時効取得について」を事務局よりお願いします。 2ページの報告第18号をご覧ください。 (報告書朗読) 時効取得とは、民法162条で、「20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、

公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」となっています。この場合、農地法第3条による許可は不要となります。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第5、報告第19号「時効取得について」を事務局よりお願いします。

事務局

3ページの報告第19号をご覧ください。

(報告書朗読)

時効取得とは、民法162条で、「20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」となっています。この場合、農地法第3条による許可は不要となります。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第6、報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局よりお願いします。

事務局

4ページの報告第20号をご覧ください。

(報告書朗読)

遺産分割は、農地法第3条第1項第12号によって許可の適用除外とされ、許可は不要となり、農地法第3条の3第1項による届出となっています。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第7、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

5ページの議案第19号の議案書から、6ページは位置図、7ページは地番地目図、8ページは土地利用計画図、9ページは平面図、10ページは現況写真、11ページは土地改良区の意見書です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

本日、お配りしました農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る調査書①

をご覧ください。

申請地は、原則不許可の第1種農地ではありますが、第1種農地の例外許可として認められている集落接続に該当します。したがって、立地基準には適合しておりますので、一般基準の審議をお願いします。

まず、一般基準第3号の転用の確実性ですが、資金調達の見込み、遅滞なく工事に着手する見込み、目的どおりに利用する見込み、転用面積の妥当性、全て問題ないと思われれます。

次に第4号の周辺農地等への影響についても問題はないと思います。

よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第3区の山寄推進委員さんからお願いします。

第3区

山寄推進委員

福田委員と一緒に現地確認を行いました。申請地は、周辺にも宅地が存在しており、周辺の農地や周囲への影響はないものと思います。また、事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。以上のことから農地転用に問題はないものと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

3番

福田委員

議長

次に、3番の福田委員さんからお願いします。

山寄推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第19号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第19号は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長

次に、日程第8、議案第20号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程します。

ここで、議案第20号につきましては、「農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっておりますので、

10番 中田委員さんは該当しますので退席をお願いします。

事務局の説明を求めます。

事務局

12から18ページの議案第20号の議案書をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和2年11月24日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が35件で140筆、面積は、96,961.39㎡です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。受付番号83番から117番は、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第20号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

10番 中田委員は、自席にお戻りください。

議長

以上で本日の審議は終了しました。

(閉会時間 午後2時30分)